

金融商品取引法上の「特定投資家制度」に関する「期限日」のお知らせ

平成 19 年 9 月 30 日に施行されました金融商品取引法の「特定投資家制度」では、お客様（投資家）は「特定投資家」と「特定投資家以外の顧客（一般投資家）」に区別されます。

※ 「特定投資家」の場合には「契約締結前の書面交付」など一部の投資者保護制度の適用が除外となります。

※ お客様（投資家）からのお申出により「特定投資家」と「特定投資家以外の顧客（一般投資家）」との間の移行も認められています。

移行の有効期限は原則として1年とされていますが、当金庫では、お客様からの申し出について当金庫が承諾した日から、最初に到来する3月31日を「期限日」とさせていただきます。

期限日の翌日以降は元の投資家区分に戻りますので、継続をご希望の場合には再度、移行のお手続きが必要となります。

投資家区分

金融商品取引法では、以下の投資家区分が定められています。なお、一般投資家から特定投資家への移行につきましては、当金庫の審査の結果、お断りする場合がございます。

投資家区分	該当となる方	移行の可否
特定投資家	国、日本銀行、適格機関投資家	特定投資家以外への移行不可
	地方公共団体、政府系機関、上場会社、資本金5億円以上と見込まれる株式会社 など	特定投資家への移行可能
特定投資家以外 (一般投資家)	上記に該当しない法人、一定の要件に該当する個人	特定投資家への移行可能(注)
	上記に該当しない個人	特定投資家への移行不可

(注) 一定の要件により移行できない場合があります。